

# 「神奈川県における建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正」 の概要について

## 1 改正目的

令和7年12月12日付けで、国の「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」（平成14年3月28日国総建第67号。以下「国の処分基準」という。）の一部が改正されたことを受け、本県の「神奈川県における建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」について、所要の改正を行う。

## 2 改正の主な内容

### ○ 建設業法改正に伴う改正

令和6年6月に建設業法が改正され、当該改正のうち「著しく低い労務費等による見積及び変更依頼の禁止」「受注者による著しく短い工期及び原価に満たない額による契約締結の禁止」などの規定に関して、令和7年12月12日より施行となった。

建設業法第28条第1項本文に該当する不正行為があった場合、原則として指示処分を行うこととしており、国の処分基準においてその具体的な規定を例示している。改正法の関係規定については、指示処分の対象となり得る規定であるため、国の処分基準において同様に列記する改正が行われた。

これを受け、本県の監督処分基準も同様に改正する。

### ○ 刑法改正に伴う改正

令和7年6月1日から、懲役刑及び禁錮刑が「拘禁刑」に一本化されたことに伴い、国の処分基準の文中における「懲役刑」の文言が「拘禁刑」に改正された。

これを受け、本県の監督処分基準も同様に改正する。

## 3 施行時期

令和8年3月19日（木曜日）